

# 令和8年度 春の交通安全県民運動 実施要綱

実施期間 4月6日（月）～4月15日（水）  
4月10日（金）は「交通事故死ゼロを目指す日」です

## 交通安全「互いに守る 思いやり」県民運動 運動の重点

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールへの理解・遵守の徹底



内閣府



主唱 山形県交通安全対策協議会

# 目 的

春は、交通ルールに不慣れな新入学児童等や、運転未熟な新社会人等が、新たに道路交通に参加するとともに、屋外での活動が活発化することから、交通事故の多発が懸念される。

このことから、積極的な広報啓発を通じて広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通安全教育等を推進して交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

## 運動の重点及び推進事項

運動の重点	推 進 事 項 (全実施機関及び団体共通)
1 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩道の利用、車両の直前直後横断や斜め横断の禁止、信号に従う等の歩行者の交通ルール遵守の徹底</li> <li>○ 横断時は、手を上げるなどして横断する意思を明確に伝え、横断開始時と横断中の二度確認の励行</li> <li>○ こどもの交通事故(登下校中・飛び出しが多い等)及び高齢者の死亡事故(横断歩行中が多い等)の特徴を踏まえた交通安全教室(参加・体験・実践型)等による交通安全教育の推進</li> <li>○ 通学路等における交通安全指導の実施、子どもや高齢者に対する直接呼び掛けなど、地域ぐるみの見守り活動等の推進</li> <li>○ 夕暮れ時からの外出時における、反射材用品等と明るい目立つ色の衣服着用の徹底</li> </ul>
2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「交通安全ありがとう運動」による相手に対する「思いやり」の気持ちを持った行動の呼び掛け(※「交通安全ありがとう運動」については、年間要綱を参照)</li> <li>○ 横断歩道における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底</li> <li>○ 運転者の安全運転意識及びマナー向上のための交通安全教育や広報啓発の推進</li> <li>○ 「ながらスマホは絶対にしない」意識の徹底及び危険性についての広報啓発</li> <li>○ 飲酒運転は絶対に「しない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」意識の徹底</li> <li>○ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底</li> <li>○ 妨害(あおり)運転等の悪質・危険な運転の防止のための「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転等に関する広報啓発の推進</li> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</li> <li>○ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称:サポカー)及びサポカー限定免許制度の広報啓発の促進</li> <li>○ 運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口(＃8080)の周知及び利用促進と各種支援施策の周知の推進</li> </ul>
3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と着用に向けた広報啓発の推進</li> <li>○ 「自転車安全利用五則」の周知及び遵守の徹底と自転車に対する新たなルール(交通反則通告制度)に関する広報啓発の推進</li> <li>○ 信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認等のほか、夜間無灯火、飲酒運転、二人乗り等禁止の基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底</li> <li>○ 傘差し運転、スマートフォン・イヤホン等使用の危険性の周知と指導の徹底</li> <li>○ 自転車の定期的な点検整備及び自転車保険への加入促進</li> <li>○ 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付け促進</li> <li>○ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用の促進と交通ルール遵守の徹底</li> </ul>

## 各 機 関 及 び 団 体 の 具 体 的 推 進 事 項

実施機関及び団体	具 体 的 推 進 事 項
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩行者妨害、携帯電話使用等「ながら運転」、飲酒運転、交差点関連違反等、交通違反取締りの強化</li> <li>○ 反射材用品の着用促進</li> <li>○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用の啓発・指導</li> </ul>

実施機関及び団体	具体的推進事項
教育委員会 幼稚園・保育所 小・中・高等学校 P T A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手や旗等で合図する道路横断の意思表示と横断開始時と横断中の二度確認の実践</li> <li>○ 新入学児童等に対する交通安全指導、通学路等の危険箇所の点検把握による安全対策の推進</li> <li>○ 自転車利用時におけるヘルメット着用等の周知啓発と交通ルールの遵守指導</li> <li>○ 後部座席を含めた全席シートベルト着用の徹底とチャイルドシートの正しい使用義務の周知・指導及びその必要性・効果に関する理解の促進</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路パトロールの強化</li> <li>○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備</li> </ul>
山形運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭車両検査等による不正改造車、整備不良車の排除、過積載運行防止の指導</li> <li>○ 自動車運送事業者等に対する運転管理の徹底、車両点検整備の促進指導</li> <li>○ 大型車の車輪脱落事故防止のため、適切なタイヤ交換作業の実施及びタイヤ交換後の保守管理の徹底を指導</li> </ul>
山形労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(①交通労働災害防止のための管理体制の確立 ②適正な労働時間等の管理、走行管理 ③教育の実施 ④健康管理 ⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚 ⑥荷主、元請による配慮)の周知徹底</li> </ul>
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新入学児童等のこどもや高齢歩行者への安全指導の強化</li> <li>○ 直接貼付活動等による反射材用品等の着用促進</li> <li>○ 自転車を含め運転者に対する交通ルール遵守の広報啓発促進</li> <li>○ 自転車保険の加入促進及びヘルメット着用遵守の指導</li> </ul>
安全運転管理者協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安管ドライバー四つの確認行動の実践 ①横断歩行者の確認 ②一時停止場所での確認 ③全席シートベルト着装の確認 ④十分な車間距離の確認</li> <li>○ 飲酒運転・無免許運転撲滅のための指導・教育の徹底</li> </ul>
指定自動車教習所協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢運転者等に対する教習所開放による参加・体験・実践型交通安全教育の推進</li> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート使用の義務・必要性及び効果についての指導</li> <li>○ 飲酒運転の危険性、悲惨さについての啓発・指導</li> <li>○ 道路横断時・交差点における安全な通行についての啓発・指導</li> </ul>
JR東日本 踏切事故防止 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏切事故防止キャンペーンの実施</li> <li>○ 踏切内への誤進入の防止など踏切の安全通行の指導広報の実施</li> <li>○ 踏切における緊急措置(非常ボタンの取扱い、踏切に閉じこめられた時の脱出方法等)の周知徹底</li> </ul>
トラック協会、バス協会 ハイヤー協会 自家用自動車協会 自動車販売店協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新入社員等若年運転者を対象とした安全運転研修の実施</li> <li>○ 飲酒運転根絶運動の展開</li> <li>○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認!大きな声で安全確認!」の励行</li> <li>○ こどもや高齢者に対する交通事故防止の呼び掛け(来店客等に対する呼び掛け)</li> <li>○ 大型車の車輪脱落事故防止運動の展開</li> </ul>
二輪車普及安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭での安全点検・指導</li> <li>○ 高速道路での自動二輪車二人乗りに関する安全運転の広報啓発</li> </ul>
サイクリング協会 自転車軽自動車商 協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車利用時におけるヘルメット着用等の交通ルールの普及と反射材用品等の活用促進</li> <li>○ 自転車点検整備の推進と自転車保険の加入促進(TSマーク普及促進)</li> </ul>
交通安全母の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故にあわない・おこさない家庭づくりの推進(愛の一声運動)</li> <li>○ 新入学児童等に対する交通安全指導</li> <li>○ 直接貼付活動等による反射材用品等の着用促進</li> </ul>
老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会員が交通事故当事者にならないための情報発信</li> <li>○ 直接貼付活動等による反射材用品等の着用促進運動の推進</li> <li>○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催</li> <li>○ 自転車利用時におけるヘルメット着用等の安全利用と交通ルールの周知啓発</li> </ul>
旅館、麺類飲食、料理飲食、 鮎商、社交、喫茶各生 活衛生同業組合、小売酒 販組合連合会、酒造組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転は見逃さない呼び掛けの徹底</li> <li>○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼び掛けの徹底</li> <li>○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発</li> <li>○ 客等に対する飲酒運転防止の提案(ハンドルキーパー、公共交通機関、代行車、宿泊施設利用等)の促進</li> </ul>

## 活動強化の日

街頭指導強化の日:4月10日(金)・15日(水)

## 実施機関及び団体(順不同)

山形県議会 山形県教育委員会 山形県警察 各市町 山形県市長会 山形県町村会 山形地方裁判所 山形地方検察庁 山形労働局 国土交通省山形河川国道事務所 国土交通省酒田河川国道事務所 東北運輸局山形運輸支局 自動車事故対策機構山形支所 軽自動車検査協会山形事務所 山形県交通安全協会 山形県安全運転管理者協会 山形県交通安全母の会連合会 山形県高速道路交通安全協議会 山形県指定自動車教習所協会 自動車安全運転センター山形県事務所 山形県道路利用者会議 山形県軽自動車協会 山形県自動車団体連合会 山形県二輪車普及安全協会 東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所 東日本高速道路株式会社東北支社鶴岡管理事務所 山形県自家用自動車協会 山形県自動車販売店協会 山形県トラック協会 山形県バス協会 山形県ハイヤー協会 山形個人タクシー協同組合 山形県レンタカー協会 山形県サイクリング協会	山形県地域交通安全活動推進委員連絡協議会 山形県踏切道事故防止対策委員会 山形県暴走族対策会議 山形県自転車軽自動車商協同組合 山形県自動車整備振興会 山形県中古自動車販売協会 日本自動車連盟山形支部 東日本旅客鉄道株式会社山形支店 NHK山形放送局 山形放送 山形テレビ テレビユー山形 さくらんぼテレビジョン 山形新聞社 朝日新聞山形総局 毎日新聞社山形支局 読売新聞社山形支局 日本経済新聞山形支局 産経新聞山形支局 河北新報社山形総局 共同通信社山形支局 時事通信社山形支局 荘内日報社山形支局 山形県弁護士会 山形県医師会 日本赤十字社山形県支部 山形県消防協会 山形県婦人連盟 山形県老人クラブ連合会 山形県労働基準協会連合会 山形県社会福祉協議会 山形県身体障害者福祉協会 山形県身体障害者交通安全友の会 国際ロータリー第2800地区 ライオンズクラブ国際協会332-E地区	日本青年会議所山形ブロック協議会 山形県連合青年団 山形県警友会連合会 山形県警備業協会 山形県PTA連合会 山形県高等学校PTA連合会 山形県連合小学校校長会 山形県中学校校長会 山形県高等学校校長会 山形県特別支援学校校長会 山形県私立中学高等学校協会 山形県私立幼稚園・認定こども園協会 山形県保育協議会 山形県青少年育成県民会議 山形県石油商業組合 山形県農業協同組合中央会 全国共済農業協同組合連合会山形県本部 山形県商工会議所連合会 山形県商工会連合会 山形県中小企業団体中央会 山形県農機協会 山形県建設業協会 山形県骨材工業組合 山形県木材産業協同組合 山形県左官業組合連合会 山形県旅館ホテル生活衛生同業組合 山形県麺類飲食生活衛生同業組合 山形県料理飲食業生活衛生同業組合 山形県鮪商生活衛生同業組合 山形県社交飲食業生活衛生同業組合 山形県喫茶飲食生活衛生同業組合 山形県小売酒販組合連合会 山形県酒造組合 (以上 103 機関・団体)
---	--	--

### ぜひご利用ください

#### ●反射材用品の効用体験「反射視認暗室テント」の貸出し

反射材用品の効用を体験できる「反射視認暗室テント」の貸出しをしています。

#### ●展示用自転車ヘルメット貸出し

自転車ヘルメットの貸出しをしています。

**お問合せ先** 山形県交通安全対策協議会(山形県消費生活・地域安全課内) TEL 023-630-2196

#### ●交通安全教室(講座)のご案内

県内各地に出向き、「交通安全危険予測シミュレータ」を活用した参加・体験型の交通安全教室を開催しています。シミュレータを使わない講座の対応も可能です。

#### ●交通事故相談の窓口

県では、交通事故に遭ってお困りの方などを対象に、専門の相談員が次のとおり無料で相談に応じています。

[相談所]

名称・場所	日時
山形県交通事故相談所(山形県庁内) TEL 023-630-3047(直通)	月曜日～金曜日 9:00～16:00
山形県交通事故相談所支所(庄内総合支庁内) TEL 0235-66-5452(直通)	

#### ■交通安全教育機器のご案内

県警察では、「ゆとり号」、「動画 KYT」による安全運転指導や「わた郎君」、「交通安全危険予測シミュレータ」による安全走行アドバイスをしています。

**お問合せ先**  
警察本部交通企画課 TEL 023-626-0110  
又は最寄りの警察署

#### ■安全運転相談

県警察では、運転に不安を感じているドライバーやその家族からの相談に対応しています。

安全運転相談ダイヤル「#8080」に電話してください。

#### ◎高齢者ドライバーズ・クリニックの開催、自転車シミュレータなどの貸出し

高齢者が自身の身体機能をチェックできるクリニックを開催しています。

交通ルールやマナーを学べる自転車シミュレータ、各種交通安全教育向けのDVD及び酒酔い状態の危険性を体験する「酒酔い体験ゴーグル」などの貸出しをしています。

**お問合せ先** 一般財団法人山形県交通安全協会 TEL 023-655-5320